(3) 学校が良好な関係を築く上で保護者の願いを受け止める必要がある理由

例えば、学習障がいのある児童生徒は、知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難があり、必要とする支援の程度は一人一人異なります。書くことに困難さがある場合の対応として、板書した内容のうちノートに書く箇所を色分けして示すなど、その場で対応可能な支援もあれば、拡大したプリントを活用するなど、事前の準備が必要な支援もあり、学級担任等から相談を受けた際のアドバイスに悩まれた校長も多いと思います。

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備の一環として、平成25年６月、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年４月から施行されました。

法に則り、**本人・保護者から学校生活の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意見が伝えられたとき、公の機関である学校は**、負担が重すぎない範囲で**対応する義務があります**。

一度決定した合理的配慮の内容は、固定的なものではなく、児童生徒の成長等に応じて調整が必要になることがあります。**負担が重すぎる場合は**、設置者である教育委員会に相談しつつ、**なぜ負担が重すぎるのか、本人・保護者に理由を説明し、別のやり方も含め、話し合い、理解を得るように努める必要があります**。

障害を理由とする差別の解消の推進［内閣府］

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（平成25年法律第65号）

合理的配慮を検討する前に大切になるのが、全ての児童生徒への分かりやすい授業づくりや温かい学級づくりといった基礎的環境整備です。

その上で、障がいのある児童生徒などが学校生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服し、障がいのない児童生徒と可能な限り共に学び、充実感を得るためには、児童生徒の意欲や得意・不得意などの※4「個人因子」に併せて人的環境や物的環境などの※4「環境因子」を整え、支援目標に沿った支援内容を具体的にする必要があり、その際には将来の希望なども含めた本人及び保護者の願いを受け止めることが不可欠です。

※4　ＩＣＦ（国際生活機能分類）において、生活機能と障がいの状態は、「個人因子」「環境因子」等と相互に影響し合うものと示されています。（Ｐ６参照）

校長には、インクルーシブ教育システムの理念の下、**全ての子どもが障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学べる学校経営**が求められています。